

任用ノ件ハ別段意見無之候依テ別紙返進此段及御回答候也

明治二十二年十月一日 文官試験局長官 渡邊洪基 印

法制局長官 井上毅殿

110 特別認可学校卒業生は普通試験を要せず各庁判任官見習に任用の件上奏  
〔明治二十二年十月〕

(注記1)

(谷森)(多田)(注記2)

(注記3)

(注記4)

明治廿一年文部省令第三号特別認可学校規則ニ依リ学則ヲ認可シタル私立学校ノ卒業生ハ入学ノ際已ニ尋常中学校卒業若クハ尋常中学校ノ程度ニ依リ相当学科ノ試験ヲ経タル者ニシテ其上三箇年以上ノ学科課程ヲ卒業シタル者ニ有之候ニ付普通試験ヲ要セス判任官見習タルニ足ル者ト認め候条右様規定相成度閣令按相添へ此段請閣議候也

明治廿二年九月廿七日

文部大臣子爵 榎本武揚 印

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

(注記5) (注記6)

閣令按

閣令(第二十六号)  
(朱書)

文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス各官庁判任官見習ヲ命スルコトヲ得

〔明治廿二年十月十二日〕  
(加筆・朱書)

内閣総理大臣

本月一日付御照会文部大臣請議特別認可学校卒業生判任官見習

(注記7)

閣

文部大臣請議特別認可学校ノ卒業生ハ普通試験ヲ要セス各庁判任官見習ヲ命セラレ度件

右謹テ奏ス

明治二十二年十月十二日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆 花押

明治廿二年十月七日  
(注記8)

内閣総理大臣 花押  
(黒田)

法制局長官 印

(小牧)(谷森)(多田)(注記9)

各省長官

外務 (天應) 印	大蔵 (松方) 印	海軍 (西郷) 印	文部 (榎本) 印	通信 (後藤) 花押
内務 (松方) 印	陸軍 (大山) 印	司法 (山田) 印	農商務	

別紙文部大臣請議特別認可学校ノ卒業生ハ普通試験ヲ要セス各庁判任官見習ヲ命セラレ度件ヲ按スルニ該学校卒業生ハ尋常中学校ヲ卒業シタル者又ハ尋常中学校ノ学科程度ニ依リ試験ヲ経テ及第シタル者ヲ入学セシメ而シテ更ニ三箇年該学校ノ学科程度ヲ践ミ現ニ文官試験候補見習規則第十七条第三項ニ於テモ高等試験ヲ受クルコトヲ許サレタル者ナレハ其学力ハ入学ノ際ニ於テ業已ニ規則第四条中尋常中学校ノ卒業生ニ等シキノミナラス同条帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校ノ卒業生ニ比シテ寧

口高等ニ属スヘキモノニ有之且本年三月閣令第十号ヲ以テ高等  
商業学校主計専修科ノ卒業生ヲ直ニ判任官見習ト為スコトヲ許  
サレタル権衡ヨリ視ルモ本件ハ認可セラレ可然ト認ム

閣令案

呈案附箋ノ通

(朱書)  
参照

○文官試験試補及見習規則 勅令第三十七号  
二十年七月廿三日

第四条 官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県立学校及  
帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校及司法省旧法学校ノ卒業  
証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコト  
ヲ得

(加筆)  
第十七条 高等試験ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ

一 文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ  
理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者

○特別認可学校規則 文部省令第三号  
二十一年五月五日

第一条 本令ニ於テ特別認可学校ト称スルハ明治二十年七月勅令  
第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条第三項文部大臣  
ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授ス  
ル私立学校ヲ謂フ

第二条 特別認可学校ハ修業年限三箇年以上ニシテ法理数学法  
通論憲法行政法民法訴訟法刑法治罪法商法国际法財政学理財  
学統計学史学論理学等ノ諸学科中七科目以上ヲ学修スル為メ  
一定ノ課程ヲ設クルモノタルヘシ但法律学ヲ主トスル学校ニ

於テハ擬律擬判ノ課ヲ設クルヲ要ス

第三条 特別認可学校ニ入学スルコトヲ得ヘキ者ハ年齢満十七  
年以上ニシテ尋常中学校卒業証書ヲ有スル者若クハ国語漢文  
外国語地理歴史数学ノ各科ニ就キ尋常中学校ノ程度ニ依リ試  
験ヲ経テ及第シタル者ニ限ル但数学中三角法ハ之ヲ除キ代数  
幾何ハ其初歩ニ止ムルコトヲ得

閣令第十号 二十二年  
三月廿一日

高等商業学校主計専修科ノ卒業証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要  
セス各官庁判任官見習ヲ命スルコトヲ得

(注記1)

〔文部省 丑專四一七号〕〔法制局 行第二四号九日〕〔行政部 第百六十  
四号 十月一日〕

(注記2)

〔水野(官本三好)中村  
④・⑤・⑥・⑦〕

(注記3)

〔法制局〕

(注記4)

〔行政部〕

(注記5)

〔五〕〔簿冊内件名番号〕

(注記6)

〔甲四八〕

(注記7)

〔済〕

(注記 8)

「文甲四八」

(注記 9)

〔會稱  
④〕

〔公文類聚 第十三編 明治二十二年  
第四卷〕 2A, 11, ④ 389